

地方主権たる地方財政の安定性の確保に関する意見書

地方自治体では、限られた財源の中で、「行財政改革」や「選択と集中」を基本として必要な施策の実現に向けて邁進してきたが、地方交付税の削減や社会保障関連費の増加などにより、地方財政の安定性は大きく揺らぎ、財源不足額の拡大が見込まれている。

こうした状況において、新政権により地方財政に関する仕組みを始めとして、国の主要施策に大きな方針転換が示され、平成21年度補正予算の一部凍結及び平成22年度予算の編成方針の見直しやスケジュール遅れが懸念される。

こうした事態は、地域主権として構築してきた活性化へのプロセスに混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって、景気底入れから成長に転じる兆しが出てきたとは言え、まだ効果が出るまでに至っていない地方経済にさらなる影響が懸念される。

よって、国におかれては、平成21年度補正予算及び平成22年度当初予算の編成に関して、次の事項を配慮されるよう強く要望する。

記

- 1 国の平成21年度補正予算中、地方向けの基金や臨時交付金等は、その波及効果を考慮し、予算の組み換えや執行停止等の処置は実施しないこと。
- 2 国の平成22年度当初予算では、地方自治体の予算編成に影響を及ぼすことのないよう年内編成・年度内成立を目指すとともに、地方財政の枠組みについて早期に提示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年10月9日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国家戦略担当大臣
総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（行政刷新）